

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。

1. 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者（共同企業体にあつてはその構成員）の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4に掲げる取り扱いを行うものとする。

2. 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- ①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社
の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（3）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあつては、公告及び入札説明書において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示する。

(2) 工事希望型競争入札

工事希望型競争入札にあつては、技術資料の提出を求める際に送付する資料において、基準に該当する者（以下「基準該当者」という。）は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

工事希望型以外の指名競争入札にあつては、指名通知書において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

4. 基準に該当する場合の取扱い

(1) 一般競争入札

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札を無効として取り扱うものとする（基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(2) 工事希望型競争入札

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする（基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

基準該当者のした入札（基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5. 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

附 則

1. 本通達は、平成27年4月1日以後に記3に規定する明示を行った工事より適用するものとする。
2. 「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成16年3月30日付け国地契第89号）は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに当該通達記3に規定する明示を行った工事については、なお従前の例による。